

宮崎県障がい者等用駐車場利用証制度（愛称：おもいやり駐車場制度）
実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、宮崎県（以下「県」という。）が県内に共通する障がい者等用駐車場利用証（愛称：おもいやり駐車場利用証）（以下「利用証」という。）を交付し、車いす優先駐車場及び車いす優先駐車場以外の対象駐車場（以下「おもいやり駐車場」という。）を利用できる者を明確にすることにより、利用対象外駐車を防止し、おもいやり駐車場の適正利用を図るため、宮崎県人にやさしい福祉のまちづくり条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか、おもいやり駐車場の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 公共的施設 条例第2条に規定する公共的施設
- （2） 施設管理者 公共的施設を管理する者
- （3） 車いす優先駐車場 公共的施設にある車いす使用者用駐車場のうち、施設管理者が第4条により県に登録した駐車場であって車いす利用者が優先して駐車できる駐車場（概ね3.5m幅）
- （4） 車いす優先駐車場以外の対象駐車場 公共的施設にある駐車場のうち、施設管理者が第4条により県に登録した駐車場であって前号の駐車場以外の駐車場（概ね2.5m幅）
- （5） 関係自治体 県と「身体障害者用駐車場利用証相互利用に関する協定」（以下「相互利用協定」という。）を締結した自治体

（県及び施設管理者並びに利用者の役割）

第3条 県は、おもいやり駐車場を利用できる者に対し、利用証を交付するものとし、施設管理者はおもいやり駐車場の適正管理に努めるものとする。

また、利用者はおもいやり駐車場の適正利用に努めるとともに、人にやさしい福祉のまちづくりの推進のために行政が行う広報・調査・啓発協力に努めるものとする。

(駐車場の登録)

第4条 施設管理者は、その管理する駐車場について、本制度に協力しようとするときは、おもいやり駐車場制度協力施設登録申出書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(施設管理者の協力)

第5条 施設管理者は、その管理するおもいやり駐車場に、県が配付する対象施設であることを示す案内標示（様式第2号）を掲示するものとする。

2 施設管理者は、おもいやり駐車場に利用証を表示していない車両が駐車しないよう適切に指導するものとする。

(利用証を交付する者の範囲)

第6条 利用証の交付を受けられる者は、次のいずれかに該当するものとし、交付基準は別表のとおりとする。

- (1) 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、高齢者及び難病患者のうち歩行困難又は移動の際に特別な配慮が必要と認められる者
- (2) 妊産婦、けが人及び病人等であって一時的に歩行困難又は移動の際に特別な配慮が必要と認められる者

(利用証交付の申請)

第7条 利用証の交付を受けようとする者は、利用証交付申請書（様式第3号。以下「申請書」という。）を知事に提出するものとする。

(利用証の交付)

第8条 知事は、おもいやり駐車場の利用が適当と認めた者（以下「利用者」という。）に対し、利用証（様式第4号）を交付するものとする。

2 利用者は、利用証を車両前部の外側から容易に識別できる位置に表示するものとする。

3 利用証の有効期間は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第6条第1号に掲げる者
別表の交付基準に該当しなくなるまで
- (2) 第6条第2号に掲げる妊産婦
以下のとおり

ア 単胎児（胎児が1人である状態）

産前4か月から産後3か月

イ 多胎児（胎児が双子以上である状態）

産前4か月から産後18か月。ただし、妊産婦のみでの利用は産後3か月までとし、以降は多胎児が同乗する場合に限り利用することができる。

（3） 第6条第2号に掲げるけが人等

1年以内で必要な期間

（利用証の再交付）

第9条 利用者は、利用証の紛失、破損、汚損等により再交付を受けようとするときは、利用証再交付申請書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

（利用証の返却）

第10条 知事は、次の各号に該当する場合には、利用証の返却を求めるものとする。

（1） 利用者が第6条に該当しなくなったとき

（2） 利用者が利用証を他人に譲渡若しくは貸与し、又は利用させたとき

（3） その他おもいやり駐車場の管理上不適切と判断される行為を利用者が行ったとき

（関係自治体の相互利用）

第11条 利用者は関係自治体との相互利用協定に規定する協力施設を利用できるものとする。

2 施設管理者は、関係自治体が交付した利用証について、第6条に定める利用証と同様に取り扱うものとする。

（周知）

第12条 知事は、おもいやり駐車場の適正利用について、周知に努めるものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の規定は平成 23 年 11 月 11 日から、第 7 条、第 8 条第 1 項、第 9 条の規定は、平成 23 年 12 月 12 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の宮崎県障がい者等用駐車場利用証制度（愛称：おもいやり駐車場制度）実施要綱（以下、「改正前の要綱」という。）の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の宮崎県障がい者等用駐車場利用証制度（愛称：おもいやり駐車場制度）実施要綱の相当規定に基づいて提出された書類とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に存する改正前の要綱の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

別表（第6条関係・交付基準）

○身体障がい者（児童を含む）

身体障害者手帳の障害等級が下表の「対象等級」に該当する者

障害区分			対象等級
視覚障害			4 級以上
平衡機能障害			5 級以上
肢体不自由		上 肢	2 級以上
		下 肢	6 級以上
		体 幹	5 級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	2 級以上
		移動機能	6 級以上
内部障害		心臓機能障害	4 級以上
		じん臓機能障害	
		呼吸器機能障害	
		小腸機能障害	
		ぼうこう又は直腸の機能障害	
		ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害	
		肝臓機能障害	

○知的障がい者（児童を含む）

療育手帳の障害の程度欄が「A」である者

○精神障がい者（児童を含む）

精神障害者保健福祉手帳の障害等級が「1級」である者

○高齢者

介護保険の要介護状態区分が「要介護2」以上である者

○難病患者（児童を含む）

特定医療費（指定難病）受給者又は特定疾患医療受給者（児童の場合は小児慢性特定疾病医療受給者）、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第28条第2項に基づく「登録者証」を交付された者

○妊産婦

単胎児：産前4か月から産後3か月である者

多胎児：産前4か月から産後18か月である者

○けが人等

けが、病気により車いす、杖を使用する者等

おもいやり駐車場制度協力施設登録申出書

宮 崎 県 知 事 (福祉保健部 障がい福祉課)あて
(E-mail : shogaifukushi@pref.miyazaki.lg.jp FAX : 0985-26-7340)

	新規登録
	劣化による交換

団体(会社)名	
所 在 地	
代表者の役職・氏名	
担 当 部 署 名	
担 当 者 名	
電 話 番 号	

※個人の場合、団体(会社)名には、氏名を記入してください。

次の施設の駐車場について、おもいやり駐車場制度協力施設として登録し、表示ステッカーの交付を希望します。

No	施 設 名	施 設 の 種 類	施 設 所 在 地	協力駐車場区画数			
				車いす利用者 優先駐車場 (概ね3.5m幅)区画数 ＜赤＞	その他対象駐車場 (2.5m幅)区画数 ＜緑＞	路面表示 ステッカー希望枚数	
						赤	緑
1		〒					
2		〒					
3		〒					
4		〒					

※「施設名」の欄は、店舗名など施設の名称を記載してください。県のホームページ等において、ここに記載された名称で紹介します。
※「施設の種類」欄にはショッピングセンター、病院、ホテルなど、施設の種別を記載してください。
※「協力駐車場区画数」欄は協力がいただける区画数を「車いす利用者優先駐車場(概ね3.5m幅)区画数」と「その他対象駐車場(2.5m幅)区画数」に分けて記載してください。

様式第2号（第5条関係）

1 壁面貼付用ステッカー

（1）車いす利用者優先駐車場用（赤）



（2）全対象者駐車場用（緑）



2 路面貼付用ステッカー

(1) 車いす利用者優先駐車場用 (赤)

おもいやり駐車場

(車いす利用者優先駐車場)

この駐車スペースは、「おもいやり駐車場利用証 (車いす利用者用)」をお持ちの方が優先的に利用できます。



宮崎県

(2) 全対象者駐車場用 (緑)

おもいやり駐車場

この駐車スペースは、「おもいやり駐車場利用証」をお持ちの方が利用できます。



宮崎県

宮崎県障がい者等用駐車場(おもいやり駐車場)利用証交付申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

〒

住 所

申請者 氏 名

生年月日 T / S / H / R 年 月 日

電話番号 () -

(代理申請される場合はこちらもご記入ください)

〒

住 所

代理人 氏 名

電話番号 () -

本人との関係

私は、下記の事項に同意のうえ、利用証を申請します。

(すべての□にチェックしてください。)

☐ 歩行や車の乗降が困難なため、おもいやり駐車場の利用が必要であることに相違ありません。

☐ 利用証の他人への譲渡、貸与等をしません。

☐ 有効期間の満了(妊産婦・けが人のみ)や障がいの軽減等により、利用証の交付対象でなくなったときは利用証を速やかに返還します。

☐ 本制度は対象駐車場の利用の保証を行うものではなく、当該駐車場に空きがある場合に利用できるものであることを理解します。

○車いすの使用の有無

□あり・□なし（該当する項目の□にチェックを入れてください。）

○障がいの状況等（必要事項を記入してください。）

利用証交付対象区分		等級・病名等	確認書類(窓口記載欄)
身体障がい	視 覚：4級以上	等 級 () 級	☐ 身体障害者手帳
	平衡機能：5級以上	等 級 () 級	
	上 肢：2級以上	等 級 () 級	
	下 肢：6級以上	等 級 () 級	
	体 幹：5級以上	等 級 () 級	
	脳原上肢：2級以上	等 級 () 級	
	脳原移動：6級以上	等 級 () 級	
	内部障害：4級以上	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう直腸・小腸・免疫・肝臓 等 級 () 級	
知的障がい：障害程度A	障害程度 ()	☐ 療育手帳	
精神障がい：1級	等 級 () 級	☐ 精神障害者手帳	
高 齢 者：要介護度2以上	要介護度 ()	☐ 介護保険被保険者証	
難病患者：特定医療費（指定難病）受給者等	病名 ()	☐ 特定医療費（指定難病）受給者証等 ☐ 登録者証確認済	
妊産婦：産前4か月～産後3か月 (多胎児の場合は産後18か月)	出産予定日： 年 月 日	☐ 母子健康手帳 ☐ 多胎児（双子等）	
けが人等：車いす、杖使用期間等	年 月 日まで	☐ 診断書等	

(窓口記載欄)

交付窓口名	利用証の種類	赤・緑・オレンジ	交付日	年 月 日
利用証番号	有効期限(オレンジのみ)		年 月末まで	

様式第4号（8条関係）

1 車いす利用者用（赤）



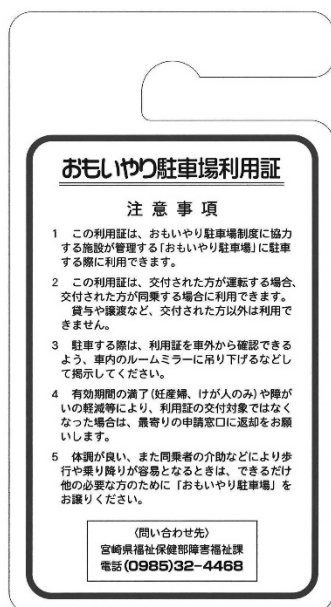
2 （車いす利用者を除く）障がい者・高齢者・難病患者用（緑）



3 妊産婦・けが人等用（オレンジ）



4 各利用証裏面（共通）



宮崎県障がい者等用駐車場(おもいやり駐車場)利用証 再交付 申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

〒

住 所

申請者 氏 名

生年月日 T / S / H / R 年 月 日

電話番号 () -

(代理申請される場合はこちらもご記入ください)

〒

住 所

代理人 氏 名

電話番号 () -

本人との関係

利用証を 紛失・破損・汚損 したため再交付申請します。
※いずれかを○で囲んでください。

☐ 車いすの使用の有無		☐ あり・ ☐ なし（該当する項目の□にチェックを入れてください。）	
☐ 障がいの状況等（必要事項を記入してください。）			
利用証交付対象区分		等級・病名等	確認書類(窓口記載欄)
身体障がい	視 覚：4級以上	等 級 () 級	☐ 身体障害者手帳
	平衡機能：5級以上	等 級 () 級	
	上 肢：2級以上	等 級 () 級	
	下 肢：6級以上	等 級 () 級	
	体 幹：5級以上	等 級 () 級	
	脳原上肢：2級以上	等 級 () 級	
	脳原移動：6級以上	等 級 () 級	
内部障害：4級以上		心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう直腸・小腸・免疫・肝臓等 級 () 級	
知的障がい：障害程度A		障害程度 ()	☐ 療育手帳
精神障がい：1級		等 級 () 級	☐ 精神障害者手帳
高 齢 者：要介護度2以上		要介護度 ()	☐ 介護保険被保険者証
難病患者：特定医療費（指定難病）受給者等		病名 ()	☐ 特定医療費（指定難病）受給者証等 ☐ 登録者証確認済
妊産婦：産前4か月～産後3か月 （多胎児の場合は産後18か月）		出産予定日： 年 月 日	☐ 母子健康手帳 ☐ 多胎児（双子等）
けが人等：車いす、杖使用期間等		年 月 日まで	☐ 診断書等
		※破損・汚損の場合	☐ 破損・汚損した利用証

(窓口記載欄)			
交付窓口名	利用証の種類	赤・緑・オレンジ	交付日 年 月 日
利用証番号	有効期限(オレンジのみ)	年 月末まで	